

2019 年度税制改正に対する意見要旨

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解

<p><b>税制改正の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本経済の成長促進</li> <li>■ 国際的な環境変化への対応</li> <li>■ 財政の早期健全化</li> <li>■ 人手不足や働き方改革への対応</li> <li>■ 社会保障制度の持続可能性の向上</li> <li>■ 地域創生の実現</li> <li>■ 近年の大規模災害の教訓を踏まえた国土強靱化</li> </ul>	<p><b>改革の進め方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める</li> <li>■ 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える</li> <li>■ タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する</li> <li>■ 国税と地方税の役割を基本から見直す</li> <li>■ 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う</li> <li>■ 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める</li> </ul>	<p><b>中部圏の期待</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中部圏の活力の向上</li> <li>■ 中部圏の日本全体の発展への貢献</li> </ul>
---	---	---

第Ⅱ部 2019 年度税制改正に向けての意見

【重点要望項目】 ○ 法人実効税率の確実な引き下げ ○ 所得拡大税制の見直し ○ 研究開発税制の拡充 ○ 国際観光旅客税の地方財源化 ○ 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備・創設

1. 企業の活力向上に資する税制の整備

(1) 企業の国際競争力向上

- ①法人実効税率は、アジア諸国並みの 20% 台前半へ早急に引き下げるべき。
- ②課税ベースは、縮小努力を行うべき。法人実効税率引き下げの代替財源は、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正を行い確保すべき。
- ③欠損金の繰越控除制度は、大企業も全額控除可能とすべき。控除期間は欧米並みの 20 年以上とすべき。繰戻還付制度は、大企業でも利用可能とすべき。繰戻期間を延長すべき。
- ④減価償却制度は、定率法の償却率を引き上げのうえ、定率法を今後も維持すべき。
- ⑤貸倒引当金制度は、適用法人の限定を解除すべき。
- ⑥受取配当の益金不算入制度は、全額益金不算入とすべき。
- ⑦所得拡大税制は、適用要件の見直しを行うとともに、使い勝手の向上を図るべき。
- ⑧マザー工場機能の整備・拡充のための設備投資や、雇用の増加に対する優遇税制を設けるべき。

(2) 中小企業の活力向上

- ①事業承継税制は、10 年間の時限措置を恒久化するとともに、周知・利用のサポート等周辺環境の整備を進めるべき。
- ②事業所税は、時代に逆行するものであり創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。
- ③中小企業経営強化税制は、期限の延長を行い、使い勝手の向上を図るべき。

(3) 未来投資の促進

- ①研究開発税制は、産業構造の変化に合わせて、適用範囲の拡大を図るべき。
- ②パテントボックス税制を創設し、知財の蓄積や技術開発を促進すべき。
- ③ベンチャー投資促進税制は、ベンチャー企業への直接投資も対象とするなど要件緩和を行うべき。

(4) 国際課税

- ①B E P S 対応の制度構築にあたっては、企業の事務負担の軽減、二重課税の回避、提出した情報の機密保持等に向けた配慮をお願いしたい。
- ②外国子会社合算税制（C F C 税制）については、企業の実務負担に配慮しつつ、本来わが国で納めるべき税を意図的に回避する行為のみを合算課税の対象とするよう、見直しを継続するべき。
- ③国際課税をめぐるトラブルについては、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行うべき。
- ④外国税額控除制度については、繰越期間を延長するなどの改善を図るべき。
- ⑤海外所得の国内還流を促進する税制は、益金不算入割合を 100% に引き上げる等の見直しを行うべき。

2. 地域創生に資する税制の整備

(1) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

- ①地方法人二税は縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべき。
- ②地方消費税の清算基準は、税収の最終的な帰属地を最終消費地に帰結させるよう不断に改善すべき。
- ③地方法人特別税は、当初予定通り 2019 年 10 月の消費税率引き上げと同時に廃止すべき。
- ④寄附税制について、「企業版ふるさと納税」の十分な P R 活動等に期待したい。
- ⑤国際観光旅客税は、税収の一部を各地方自治体の独自財源として適切に配分すべき。また、配分を受けた各自治体は、用途の適正性や透明性について公表すべき。

(2) 地域経済の活力向上

- ①事業所税は、地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき（再掲）。

- ②固定資産税の償却資産への課税は、行政サービスとの直接的な受益関係を見出しにくいいため廃止すべき。廃止できない場合は評価額の最低限度（取得価額の 5%）を、法人税と同様に備忘価額（1 円）とすべき。
- ③法人事業税の外形標準課税は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき。
- ④法人事業税の電気・ガス供給業の課税標準をその他の事業と統一すべき。
- ⑤空き家の増加を抑制する税制を整備すべき。
- ⑥空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置を検討すべき。
- ⑦地域経済の担い手の設備投資を促進する税制として、建設事業者の重機等への投資に対する税制優遇措置を整備すべき。

(3) 中部圏の活性化に資する税制

- ①総合特区制度は、「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に関する税制優遇措置を拡大すべき。
- ②中部圏の産業高度化に資する税制として、研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充等を行うべき。

3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

- (1) 民間施設等の防災・減災に資する設備投資を促進する税制の整備・創設を行うべき。
- (2) 民間施設の防災・減災に資する既存の税制の活用増進および一層の拡充・延長を行うべき。

4. 実効性のある消費税制の整備

- (1) 税率については、2019 年 10 月に 10% への引き上げを確実に実施すべき。今後、税率を 10% 台半ばないし後半まで引き上げるべき。
- (2) 税率引き上げの際の配慮措置は、住宅や自動車等の高額商品の購入に関連する税負担の軽減や、需要変動の均平化に資する経済対策を検討すべき。
- (3) 用途は、当面は社会保障費などに充当すべき。ただし、目的税とすべきではない。
- (4) 逆進性緩和策は、簡素な給付措置の拡大、給付付き税額控除制度を中心に、そのあり方を再検討すべき。

5. 税制の合理性の向上、新陳代謝

- (1) 印紙税は、電子商取引が一般化する中、その合理性を失っているため廃止すべき。
- (2) 事業所税は、時代に逆行するものであり創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき（再掲）。
- (3) 固定資産税は、償却資産への課税を廃止すべき（再掲）。
- (4) 外形標準課税は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき（再掲）。
- (5) 法人事業税の電気・ガス供給業の課税標準をその他の事業と統一すべき（再掲）。
- (6) 自動車関係諸税について、課税の多重性の解消、体系的な整理・簡素化を行うべき。また、自動走行分野や次世代自動車については普及促進のため税制面での配慮をお願いしたい。

6. 税務負担の軽減

- (1) 申告・納税の電子化推進にあたっては、電子申告（e-Tax、eLTAX）の使い勝手の向上等、企業の納税事務の負担が確実に軽減するよう配慮をお願いしたい。
- (2) 申告調整事務の軽減が図られるべき。
- (3) 地方税の納付事務について、手続きや窓口について簡素化が図られるべき。
- (4) 減価償却資産事務について、耐用年数区分の簡素化・明確化が図られるべき。
- (5) マイナンバーを有効活用した、納税業務の効率化を行うべき。